

○ 農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年三月農林水産省告示第四号）

	改 正 案	現 行
	（単体における事業年度の開示事項）	（単体における事業年度の開示事項）
	<p>第一条 （略）</p> <p>2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一（五）（略）</p> <p>六 証券化エクスポート・ジャマーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要</p> <p>ロ 自己資本比率告示第二百二十五条第四項第三号から第六号（自己資本比率告示第二百三十条第二項において準用する場合を含む。）までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要</p> <p>ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針</p> <p>二 証券化エクスポート・ジャマーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称</p> <p>ホ 組合が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該組合が当該証券化取引に係る証券化エクスポート・ジャマーを保有しているかどうかの別</p> <p>ヘ 組合の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該組合が行った証券化取引（組合が証券化目的導管体</p>	<p>第一条 （略）</p> <p>2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一（五）（略）</p> <p>六 証券化エクスポート・ジャマーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>ロ 証券化エクスポート・ジャマーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称</p> <p>ハ 証券化取引に関する会計方針</p> <p>ニ 証券化エクスポート・ジャマーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）</p>

を用いて行つた証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポート

ジヤーを保有しているものの名称

ト
証券化取引に関する会計方針

チ
証券化エクスポートジヤーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。)

リ
内部評価方式を用いている場合には、その概要

七
九
(略)

3
定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一
五
(略)

六
証券化エクスポートジヤーに関する次に掲げる事項

イ
組合がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートジヤーに関する次に掲げる事項

六
(1)
(2)
(略)

(3)
証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれら
の主な資産の種類別の内訳

(1)
(2)
(略)

(新設)

(4)
当期に証券化取引を行つたエクスポートジヤーの概略(当期
に証券化取引を行つたエクスポートジヤーの額及び主な原資産
の種類別の内訳を含む。)

(新設)

(5)
証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な
原資産の種類別内の内訳

(3)
保有する証券化エクスポートジヤーの額及び主な原資産の種

を用いて行つた証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポート

ジヤーを保有しているものの名称

ト
証券化取引に関する会計方針

チ
証券化エクスポートジヤーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。)

リ
内部評価方式を用いている場合には、その概要

七
九
(略)

3
定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一
五
(略)

六
証券化エクスポートジヤーに関する次に掲げる事項

イ
組合がオリジネーターである証券化エクスポートジヤーに関する次に掲げる事項

(1)
(2)
(略)

(新設)

(4)
当期に証券化取引を行つたエクスポートジヤーの額及び主な原資産
の種類別の内訳を含む。)

(新設)

(5)
証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な
原資産の種類別内の内訳

(3)
保有する証券化エクスポートジヤーの額及び主な原資産の種

を用いて行つた証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポート

ジヤーを保有しているものの名称

ト
証券化取引に関する会計方針

チ
証券化エクスポートジヤーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。)

リ
内部評価方式を用いている場合には、その概要

七
九
(略)

3
定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一
五
(略)

六
証券化エクスポートジヤーに関する次に掲げる事項

イ
組合がオリジネーターである証券化エクスポートジヤーに関する次に掲げる事項

類別の内訳（再証券化エクスポートージャーについて区別して開示することを要する。）

(7) 保有する証券化エクスポートージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポートージャーについて区別して開示することを要する。）

(8) (略)
(9) (略)
(10) (略)

(削る。
削る。)

(11) 保有する再証券化エクスポートージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウエイトの区分ごとの内訳

(略)

(12) 組合が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポートージャーについて区別して開示することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポートージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポートージャーについて区別して開示することを要する。）

類別の内訳

(4) 保有する証券化エクスポートージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(5) (略)
(6) (略)

(7) 当期に証券化を行ったエクスポートージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

原資産の種類別の内訳

(新設)

(略)

(10) 組合が投資家である証券化エクスポートージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(2) 保有する証券化エクスポートージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

			(4) (3) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
七 九	(5)	(略)	
一 六	(略)		
二	定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。		
	第三条 (略)		(連結における事業年度の開示事項)

			(3) (新設)
七 九	(4)	(略)	
一 六	(略)		
二	定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。		
	第三条 (略)		(連結における事業年度の開示事項)
			第三条 (略)
			(連結における事業年度の開示事項)
			第三条 (略)
			(連結における事業年度の開示事項)
			第三条 (略)

へ連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連

法人等のうち、当該連結グループが行つた証券化取引（連結グル
ープが証券化目的導管体を用いて行つた証券化取引を含む。）

）に係る証券化エクスポート・ボージャーを保有しているものの名称

ト証券化取引に関する会計方針

チ証券化エクスポート・ボージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判

定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変
更した場合には、その理由を含む。）

リ内部評価方式を用いている場合には、その概要

八〇十（略）

3定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〇六（略）

七証券化エクスポート・ボージャーに関する次に掲げる事項

イ連結グループがオリジネーターである場合における信用リス
ク・アセツトの算出対象となる証券化エクスポート・ボージャーに関する
次に掲げる事項

（1）・（2）（略）

（3）証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれら
の主な資産の種類別の内訳

（4）当期に証券化取引を行つたエクスポート・ボージャーの概略（当期
に証券化取引を行つたエクスポート・ボージャーの額及び主な原資産
の種類別の内訳を含む。）

（5）証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な

（新設）

八〇十（略）

3定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〇六（略）

七証券化エクスポート・ボージャーに関する次に掲げる事項

イ連結グループがオリジネーターである証券化エクスポート・ボージャ
ーに関する次に掲げる事項

（1）・（2）（略）

（新設）

（新設）

原資産の種類別の内訳

(6) 保有する証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスボージャーについて区別して開示することを要する。）

(7) 保有する証券化エクスボージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスボージャーについて区別して開示することを要する。）

(8) (9) (10) (略)
(削る。)

(削る。)

(11) 保有する再証券化エクスボージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

口 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスボージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスボージャーについて区別して開示することを要する。）

(3)

保有する証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 保有する証券化エクスボージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(8) (9) (5) (7) (略)
(新設)

(10) 保有する証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。

原資産の種類別の内訳

(1) 保有する証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(1) 保有する証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(2) 保有する証券化エクスポートジャーヤーの適切な数のリスク・ウ
エイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化工
クスポートジャーヤーについて区別して開示することを要する。）

八
十 (5) | (4) | (3)
保有する再証券化エクスポートジャーヤーに対する信用リスク削
減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用さ
れるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
（略）

(2) 保有する証券化エクスポートジャーヤーの適切な数のリスク・ウ
エイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

八
十 (4) | (3)
（新設）
（略）

○ 漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年三月農林水産省告示第五号）

	改 正 案	現 行
	（単体における事業年度の開示事項）	（単体における事業年度の開示事項）
	<p>第一条 （略）</p> <p>2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一（五）（略）</p> <p>六 証券化エクスポート・ジャマーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要</p> <p>ロ 自己資本比率告示第二百二十五条第四項第三号から第六号（自己資本比率告示第二百三十条第二項において準用する場合を含む。）までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要</p> <p>ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針</p> <p>二 証券化エクスポート・ジャマーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称</p> <p>ホ 組合が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該組合が当該証券化取引に係る証券化エクスポート・ジャマーを保有しているかどうかの別</p> <p>ヘ 組合の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該組合が行った証券化取引（組合が証券化目的導管体</p>	<p>第一条 （略）</p> <p>2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一（五）（略）</p> <p>六 証券化エクスポート・ジャマーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>ロ 証券化エクスポート・ジャマーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称</p> <p>ハ 証券化取引に関する会計方針</p> <p>ニ 証券化エクスポート・ジャマーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）</p>

を用いて行つた証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポート

ジヤーを保有しているものの名称

ト
証券化取引に関する会計方針

チ
証券化エクスポートジヤーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。)

リ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

七
九 (略)

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一
五 (略)

六 証券化エクスポートジヤーに関する次に掲げる事項

イ 組合がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートジヤーに関する次に掲げる事項

(1)・(2)
(略)

(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれら

の主な資産の種類別の内訳

(4) 当期に証券化取引を行つたエクスポートジヤーの概略(当期

に証券化取引を行つたエクスポートジヤーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)

(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な

原資産の種類別の内訳

(6) 保有する証券化エクスポートジヤーの額及び主な原資産の種

を用いて行つた証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポート

ジヤーを保有しているものの名称

ト
証券化取引に関する会計方針

チ
証券化エクスポートジヤーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。)

リ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

七
九 (略)

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一
五 (略)

六 証券化エクスポートジヤーに関する次に掲げる事項

イ 組合がオリジネーターである証券化エクスポートジヤーに関する次に掲げる事項

(1)・(2)
(新設)

(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれら

の主な資産の種類別の内訳

(4) 当期に証券化取引を行つたエクスポートジヤーの概略(当期

に証券化取引を行つたエクスポートジヤーの額及び主な原資産

の種類別の内訳を含む。)

(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な

原資産の種類別の内訳

(6) 保有する証券化エクスポートジヤーの額及び主な原資産の種

類別の内訳（再証券化エクスポートージャーについて区別して開示することを要する。）

(7) 保有する証券化エクスポートージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポートージャーについて区別して開示することを要する。）

(8) (9) (10) (略)
(削る。)

(削る。)

(11) 保有する再証券化エクスポートージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウエイトの区分ごとの内訳

(12) □ 組合が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポートージャーについて区別して開示することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポートージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポートージャーについて区別して開示することを要する。）

類別の内訳

(4) 保有する証券化エクスポートージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(5) (6) (7) (略)
当期に証券化を行ったエクスポートージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(8) (9) 原資産の種類別の内訳
証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳（新設）

(10) □ 組合が投資家である証券化エクスポートージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(2) 保有する証券化エクスポートージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

			(4) (3) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
七 九	(5)	(略)	
一 六	(略)		
二	定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。		
第三条	(略)		(連結における事業年度の開示事項)

			(3) (新設)
七 九	(4)	(略)	
一 六	(略)		
二	定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。		
第三条	(略)		(連結における事業年度の開示事項)
七 九	(4)	(略)	
一 六	(略)		
二	定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。		
第三条	(略)		(連結における事業年度の開示事項)

へ連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連

法人等のうち、当該連結グループが行つた証券化取引（連結グ

ループが証券化目的導管体を用いて行つた証券化取引を含む。

）に係る証券化エクスポート・ボージャーを保有しているものの名称

ト証券化取引に関する会計方針

チ証券化エクスポート・ボージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判

定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変

更した場合には、その理由を含む。）

リ内部評価方式を用いている場合には、その概要

八〇十（略）

3定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〇六（略）

七証券化エクスポート・ボージャーに関する次に掲げる事項

イ連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポート・ボージャーに関する次に掲げる事項

（1）・（2）（略）

（3）証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれら

の主な資産の種類別の内訳

（4）当期に証券化取引を行つたエクスポート・ボージャーの概略（当期

に証券化取引を行つたエクスポート・ボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

（5）証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な

（新設）

3定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〇六（略）

七証券化エクスポート・ボージャーに関する次に掲げる事項

イ連結グループがオリジネーターである証券化エクスポート・ボージャーに関する次に掲げる事項

（1）・（2）（略）

（3）証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれら

の主な資産の種類別の内訳

（4）当期に証券化取引を行つたエクスポート・ボージャーの概略（当期

に証券化取引を行つたエクスポート・ボージャーの額及び主な原資産

の種類別の内訳を含む。）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

原資産の種類別の内訳

保有する証券化エクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポートージャーについて区別して開示することを要する。）

保有する証券化エクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポートージャーについて区別して開示することを要する。）

保有する証券化エクスポートージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポートージャーについて区別して開示することを要する。）

(8) (10) (略)
（削る。）

(8) (10) (略)
（削る。）

（削る。）

（削る。）

保有する再証券化エクスポートージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

（11） 保有する再証券化エクスポートージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

（略）

連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートージャーに関する次に掲げる事項

（1） 保有する証券化エクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポートージャーについて区別して開示することを要する。）

(3)

保有する証券化エクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

保有する証券化エクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（当期に証券化を行ったエクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

保有する証券化エクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（新設）

（8） (5) (7) (略)
当期に証券化を行ったエクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。

（9） 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

（10） 保有する証券化エクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（新設）

連結グループが投資家である証券化エクスポートージャーに関する次に掲げる事項

（1） 保有する証券化エクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

（新設）

連結グループが投資家である証券化エクスポートージャーに関する次に掲げる事項

（1） 保有する証券化エクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

（新設）

(2) 保有する証券化エクスポートジャーヤーの適切な数のリスク・ウ
エイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化工
クスポートジャーヤーについて区別して開示することを要する。）

八
十 (5) | (4) | (3)
保有する再証券化エクスポートジャーヤーに対する信用リスク削
減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用さ
れるリスク・ウエイトの区分ごとの内訳
（略）
（略）

(2) 保有する証券化エクスポートジャーヤーの適切な数のリスク・ウ
エイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

八
十 (4) | (3)
（新設）
（略）
（略）

○ 農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年三月農林水産省告示第六号）

	改 正 案	現 行
	（単体における事業年度の開示事項）	（単体における事業年度の開示事項）
	<p>第一条 （略）</p> <p>2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一（五）（略）</p> <p>六 証券化エクスポート・ジャマーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要</p> <p>ロ 自己資本比率告示第二百二十六条第四項第三号から第六号（自己資本比率告示第二百三十二条第二項及び第二百七十九条の四第一項において準用する場合を含む。）までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要</p> <p>ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針</p> <p>ニ 証券化エクスポート・ジャマーの信用リスク・アセツトの額の算出に使用する方式の名称</p> <p>ホ 証券化エクスポート・ジャマーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称</p> <p>ヘ 農林中央金庫が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行つた場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該農林中央金庫が当該証券化取引に係る証券化エクスポート</p>	<p>（単体における事業年度の開示事項）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一（五）（略）</p> <p>六 証券化エクスポート・ジャマーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>ロ 証券化エクスポート・ジャマーについて、信用リスク・アセツトの額の算出に使用する方式の名称</p> <p>ハ 証券化取引に関する会計方針</p> <p>ニ 証券化エクスポート・ジャマーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）</p>

ト| 一| ジヤーを保有しているかどうかの別

|ト| 農林中央金庫の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連
法人等のうち、当該農林中央金庫が行つた証券化取引（農林中

央金庫が証券化目的導管体を用いて行つた証券化取引を含む。
）に係る証券化エクスポート・ジャマーを保有しているものの名称

チ| 証券化取引に関する会計方針

リ| 証券化エクスポート・ジャマーの種類ごとのリスク・ウェイトの判
定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変
更した場合には、その理由を含む。）

ヌ| 内部評価方式を用いている場合には、その概要
ル| 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

七| マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告
示第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入す
る場合に限る。）

イヽニ| （略）

ホ| 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内
部モデルの概要

ヘ| 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内
部モデルの概要

ト| （略）

八ヽ十| （略）
3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一ヽ五| （略）

ト| 一| ジヤーを保有しているかどうかの別

|ト| 農林中央金庫の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連
法人等のうち、当該農林中央金庫が行つた証券化取引（農林中

央金庫が証券化目的導管体を用いて行つた証券化取引を含む。
）に係る証券化エクスポート・ジャマーを保有しているものの名称

チ| 証券化取引に関する会計方針

リ| 証券化エクスポート・ジャマーの種類ごとのリスク・ウェイトの判
定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変
更した場合には、その理由を含む。）

ヌ| 内部評価方式を用いている場合には、その概要
ル| 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

七| マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告
示第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入す
る場合に限る。）

イヽニ| （略）

ホ| （新設）

ヘ| （新設）

ト| （略）

八ヽ十| （略）
3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一ヽ五| （略）

六 証券化エクスポートに関する次に掲げる事項

イ 農林中央金庫がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する次に掲げる事項

(1) (2) (略)

(3) (1) (2) (略)
証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれら
の主な資産の種類別の内訳

(4) (1) (2) (略)
当期に証券化取引を行ったエクスポートの概略 (当期
に証券化取引を行ったエクスポートの額及び主な原資產
の種類別の内訳を含む。)

(5) (1) (2) (略)
原資産の種類別内の訳
証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な
原資産の種類別の内訳

(6) (1) (2) (略)
保有する証券化エクスポートの額及び主な原資産の種
類別の内訳 (再証券化エクスポートについて区別して開
示することを要する。)

(7) (1) (2) (略)
保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウ
エイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 (再証券化工
クスポートについて区別して開示することを要する。)

(8) (1) (2) (略)
(削る。)

(削る。)

六 証券化エクスポートに関する次に掲げる事項

イ 農林中央金庫がオリジネーターである証券化エクスポートに
関する次に掲げる事項

(1) (2) (略)
(新設)

(1) (2) (略)
(新設)

(1) (2) (略)
(新設)

(3) (1) (2) (略)
保有する証券化エクスポートの額及び主な原資産の種
類別の内訳

(4) (1) (2) (略)
保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウ
エイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(5) (1) (2) (略)
当期に証券化を行ったエクスポートの概略 (当期に証
券化を行ったエクスポートの額及び主な原資産の種類別
の内訳を含む。)

(6) (1) (2) (略)
証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な

(11)	保有する再証券化エクスポート・ボージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
(12)	(略)
口	農林中央金庫が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポート・ボージャーに関する次に掲げる事項
(1)	保有する証券化エクスポート・ボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポート・ボージャーについて区別して開示することを要する。）
(2)	保有する証券化エクスポート・ボージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポート・ボージャーについて区別して開示することを要する。）
(3)	(略)
(4)	保有する再証券化エクスポート・ボージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
(5)	(略)
ハ	農林中央金庫がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポート・ボージャーに関する次に掲げる事項
(1)	原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び

(10)	原資産の種類別の内訳 (新設)
口	農林中央金庫が投資家である証券化エクスポート・ボージャーに関する次に掲げる事項
(1)	保有する証券化エクスポート・ボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
(2)	保有する証券化エクスポート・ボージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
(3)	(略)
(4)	(新設)
(5)	(略)

合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、農林中央金庫が証券化エクスボーナーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(3) 当期に証券化取引を行ったエクスボーナーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスボーナーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(5) 保有する証券化エクスボーナーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスボーナーについて区別して開示することを要する。）

(6) 保有する証券化エクスボーナーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスボーナーについて区別して開示することを要する。）

(7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスボーナーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別

の所要自己資本の額の内訳

(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

(9) 原資産の種類別の内訳
自己資本比率告示第二百七十九条の五第二項の規定により

			自己資本から控除した証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
		(10)	原資産の種類別の中
	(i)	早期償還条項付の証券化エクスボージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の中を含む。）	早期償還条項付の証券化エクスボージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の中を含む。）
	(ii)	農林中央金庫がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスボージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	農林中央金庫がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスボージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
	(iii)	農林中央金庫が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスボージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	農林中央金庫が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスボージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
二		農林中央金庫が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスボージャーに関する次に掲げる事項	農林中央金庫が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスボージャーに関する次に掲げる事項
(1)		保有する証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスボージャーについて区別して開示することを要する。）	保有する証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスボージャーについて区別して開示することを要する。）
(2)		保有する証券化エクスボージャーの適切な数のリスク・ウェイドの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスボージャーについて区別して開示することを要する。）	保有する証券化エクスボージャーの適切な数のリスク・ウェイドの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスボージャーについて区別して開示することを要する。）

(新設)

(3) 保有する包括的リスク計測対象となる証券化エクスポート

ヤーの額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別

の所要自己資本の額の内訳

(4) 自己資本比率告示第二百七十九条の五第二項の規定により

自己資本から控除した証券化エクスポートの額及び主な

原資産の種類別の内訳

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式

を使用する場合に限る。）

イ （略）

ロ 期末のストレス・バリュー・アツト・リスクの値並びに開示

期間におけるストレス・バリュー・アツト・リスクの最高、平均

均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の

額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係

る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

二 （略）

八 十 （略）

（連結における事業年度の開示事項）

第三条 （略）

2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 十 六 （略）

七 証券化エクスポートの額の内訳

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式

を使用する場合に限る。）

イ （略）

ロ （新設）

（新設）

八 十 （略）

八 十 （略）

（連結における事業年度の開示事項）

第三条 （略）

2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 十 六 （略）

七 証券化エクスポートの額の内訳

		イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要
ロ	自己資本比率告示第二百二十六条第四項第三号から第六号（）	
自己資本比率告示第二百三十二条第二項及び第二百七十九条の四第一項において準用する場合を含む。）までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要	ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針	
ニ 証券化エクスポートの信用リスク・アセツトの額の算出に使用する方式の名称	ハ 証券化エクスポートのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称	
ヘ 連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポートを保有しているかどうかの別	ト 連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行つた証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行つた証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポートを保有しているものの名称	
リ 証券化取引に関する会計方針	チ 証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）	
ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要		

		イ リスク管理の方針及び手続の概要
ロ	証券化エクスポートについて、信用リスク・アセツトの額の算出に使用する方式の名称	
ニ 証券化取引に関する会計方針	ハ 証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）	

ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

八 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ(ニ) (略)

ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

(新設)

ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

(新設)

ト (略)

九(十一) (略)

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一(六) (略)

七 証券化エクスポートジャーナーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートジャーナーに関する次に掲げる事項

ク・アセツトの算出対象となる証券化エクスポートジャーナーに関する次に掲げる事項

(略)

(1)・(2) (略)

(3) (1)・(2) (略)

(4) (1)・(2) (略)

の主な資産の種類別の内訳
当期に証券化取引を行ったエクスポートジャーナーの概略 (当期に証券化取引を行ったエクスポートジャーナーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)

八 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ(ニ) (略)

(新設)

(略)

九(十一) (略)

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一(六) (略)

七 証券化エクスポートジャーナーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポートジャーナーに関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(新設)

(1)・(2) (略)

(新設)

(1)・(2) (略)

の主な資産の種類別の内訳

(5)	証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
(6)	保有する証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスボージャーについて区別して開示することを要する。）
(7)	保有する証券化エクスボージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスボージャーについて区別して開示することを要する。）
(8)	（削る。）
(9)	（略）
(10)	（略）
(11)	保有する再証券化エクスボージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
(12)	（略）
口	連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスボージャーに関する次に掲げる事項
(1)	保有する証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスボージャーについて区別して開示することを要する。）

(3)	保有する証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
(4)	保有する証券化エクスボージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
(5)	（新設）
(6)	当期に証券化を行ったエクスボージャーの概略（当期に証券化を行つたエクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
(7)	（略）
(8)	（略）
(9)	証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
(10)	（略）
口	連結グループが投資家である証券化エクスボージャーに関する次に掲げる事項
(1)	保有する証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

示することを要する。)

(2) 保有する証券化エクスボージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスボージャーについて区別して開示することを要する。）

(略)

(4) (3) (2) 保有する再証券化エクスボージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(略)

ハ (5) | (4) | (3) | (2) 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスボージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスボージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(3) (2) (1) 当期に証券化取引を行ったエクスボージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な

(2) 保有する証券化エクスボージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(3) (2) (新設) (略)

(4) (3) (2) (新設) (略)

						(5) 原資産の種類別の内訳 保有する証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスボージャーについて区別して開示することを要する。）
					(6) 保有する証券化エクスボージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスボージャーについて区別して開示することを要する。）	
					(7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスボージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳	
					(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	
					(9) 自己資本比率告示第二百七十九条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	
					(10) 早期償還条項付の証券化エクスボージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）	
	(i)				早期償還条項付の証券化エクスボージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	
	(ii)				連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスボージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	

(iii) 連結グループが投資家の持分に對して算出する早期償還
条項付の証券化エクスポート・ジャーマーを対象とする実行済みの
信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額
のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

二 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リス
ク相当額の算出対象となる証券化エクスポート・ジャーマーに関する次
に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポート・ジャーマーの額及び主な原資産の種
類別の内訳（再証券化エクスポート・ジャーマーについて区別して開
示することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポート・ジャーマーの適切な数のリスク・ウ
エイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エ
クスポート・ジャーマーについて区別して開示することを要する。）

(3) 保有する包括的リスク計測対象となる証券化エクスポート・ジ
ャーの額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別
の所要自己資本の額の内訳

(4) 自己資本比率告示第二百七十九条の五第二項の規定により
自己資本から控除した証券化エクスポート・ジャーマーの額及び主な
原資産の種類別の内訳

八 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式
を使用する場合に限る。）

（略）

口 イ
期末のストレス・バリュー・アツト・リスクの値並びに開示

（新設）

八 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式
を使用する場合に限る。）

（略）

（新設）

期間におけるストレス・バリュー・アソト・リスクの最高、平均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

二 (略)

九
一
（略）

（新設）

九
一
口
（略）
（略）